

# NTT関連労働組合協議会 (N関労協議会) 規約

## 第1章 名称と事業

第1条(名称と事務所) この会はNTT関連労働組合協議会(略称N関労)と呼び、英訳名を[NTT Group General Trade Union]という

2.N関労の事務所は東京都千代田区岩本町2-17-4 米澤ビル1階 労働運動センター内におく。

第2条(目的) N関労は、情報通信産業並びに関連企業の労働組合の結集体として、日本電信電話株式会社を頂点とするNTTグループ会社をはじめ情報通信産業関連の企業に対応し、働く者の権利向上と護憲を柱とする平和と民主主義の実現をめざす。

そのために、情報通信産業関連の「まともな労働組合の結集体」をめざす労働組合が連帯して、共通する要求と課題のもとに多面的・重層的に共闘を拡大する。

第3条(事業及び活動) 次の事項に関する事業、及び活動を行なう

- 1.加盟組織共通の問題に対する共同方針の決定ならびにその推進
- 2.加盟組織の争議などを成功に導くための有効な援助
- 3.未組織労働者との連帯、未加盟組合の加盟の促進と友好組合との協力・共同
- 4.加盟組織間の連絡の強化、及び地域別組織の課題に対する共闘の強化・拡大
- 5.他の労働団体、及び民主団体との提携。
- 6.国際連帯の活動
- 7.政治活動、国民運動、住民運動との協力
- 8.青年、女性、高齢者の課題に対する共闘の推進
- 9.情報収集、宣伝、出版、調査、資料の作成
- 10.その他、目的達成に必要とする活動

## 第2章 組織

第4条(中央組織) N関労は、NTTグループ会社をはじめ情報通信産業関連の労働組合によって組織する。

2.加盟は、単組・地域別組織の方式とする。個人による直接加盟方式は認めない。

3.加盟にあたっては、N関労の「目的」及び「規約」を賛同する。

4.N関労の「基調と目標」及び規約を支持する組織で、加盟にいたらない組織についてはオブザーバー加盟を認める。

第5条(権利と責任) 加盟組織の権利と責任はすべて規約のもとに平等である。

2.加盟組織は機関の決定事項を尊重し、実行する。

3.加盟組織は会費、賦課金などを納入する。

4.オブザーバー組織は、加盟組織と同じく決定事項を尊重し実行に努めるとともにオブザーバー会費を納入する。

## 第3章 加盟及び脱退

第6条(加盟及び脱退) N関労に加盟しようとする場合は、所定の書面で申込む。

- 2.加盟、脱退は常任幹事会で決定し、大会で承認する。
- 3.脱退する場合は書面で届け出るものとする

## 第4章機関

第7条(機関) N関労につきの機関をおく

- 大会
- 常任幹事会
- 事務局

第8条(大会) 大会はN関労の最高決議機関であって、毎年6月に開催する。必要な場合は臨時大会を開催する。

大会の開催は、常任幹事会の決定に基づいて議長が行なうものとし、開催日の1カ月前に、議題を示して各加盟組織に通告しなければならない。

- 2.議長は加盟組織の3分の1以上の大会開催要求があった場合は1か月以内に大会を招集しなければならない。

第9条(代議員) 大会代議員は加盟人員に基づいて選出を行なう。代議員の割当ては別表の通りとする。

オブザーバ加盟組織についても同様の選出とし、特別代議員とする。

特別代議員は発言権を有し、採択権は有しない。

- 2.大会代議員の資格要件は大会開催日の属する月より起算して前々月までの会費及び賦課金を完納したものであるものとする。
- 3.大会は、代議員及び役員をもって構成し、有資格代議員総数の3分の2以上の出席によって成立する。但し、委任は含まれるものとする。
- 4.大会議長は大会において代議員より選出する。
- 5.大会の議事は出席代議員の3分の2以上の賛同によって決定する。

第10条(大会の附議事項) 次の事項は定期大会に上程されなければならない。

- (1) 活動報告及び運動方針
- (2) 会計決算報告及び監査報告
- (3) 予算
- (4) 役員の変更
- (5) 規約の改廃
- (6) 組織の解散

第11条(常任幹事会) 常任幹事会は大会に対して責任を負う執行機関であり、事務局を運営し、日常活動を遂行する。

- 2.常任幹事会は役員によって構成され、必要に応じて随時議長が招集する。
- 3.常任幹事会は構成員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 4.常任幹事会は必要により代表者会議を招集することができる。
- 5.N関労の活動を円滑に行なうため、常任幹事会のもとに、部会、専門委員会を設置することができる。

第12条(事務局) N関労の業務を円滑に処理するため、本部に事務局をおく。

- 2.事務局は、事務局長及び在京の役員で構成し、事務局長が統括する。事務局長が必要と認めた場合は、在京組員の中から事務局員を任命することができる。
- 3.事務局の討議結果については、直近の常任幹事会に報告し、承認を得なければならない。

## 第5章 役員及び顧問

第13条 (役員) N関労に次の役員をおく

- 議長 1名
- 副議長 若干名
- 事務局長 1名
- 事務局次長 若干名
- 常任幹事 若干名
- 特別幹事 若干名
- 会計監査 2名

- 2.議長はN関労を代表する。
- 3.副議長は議長を補佐し、議長事故あるときは、これを代行する。
- 4.事務局長は業務を統括する。
- 5.事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、これを代行する。
- 6.役員の任期は1年とし、欠員補充者の任期は残りの期間とする  
役員の再任は妨げない。

第14条 (役員を選出) 役員は大会において出席代議員の無記名投票により選出する。

- 2.欠員を生じた場合は、代表者会議で補充を行なうことができる。

第15条 (顧問) 常任幹事会の推薦により、顧問を若干名おくことができる。任期は1年とする

## 第6章 会計

第16条 (経費) N関労の経費は会費、寄付金、その他をもって賄う

- 2.会費は別に定める額に従って、各加盟組織が毎月納入するものとする。
- 3.N関労の事業活動、または維持のため特別の費用を必要とする場合は、代表者会議の決定により特別賦課金を徴収することができる。
- 4.一旦納入された会費、賦課金等は一切返金しない。

第17条 (会計年度) N関労の会計年度は毎年6月1日より翌年の5月31日までとする

第18条 (会計) 会計は常任幹事の中から常任幹事会で選出する。

- 2.会計は財政の業務を統括する。
- 3.会計帳簿、預貯金通帳、現金その他財産の保管責任は会計にあるものとする。
- 4.常任幹事会は会計に関する一切の連帯責任を負うものとする。

第19条 (会計監査) 会計監査は監査の結果を常任幹事会に報告する。監査結果は定期大会に文書をもって報告し、承認を得なければならない。

## 附則

第20条 この規約の施行について、細則を定めることができる。

第21条 この規約は2002年6月9日より施行する。